

令和6年6月20日
富士ガス販売株式会社

LPガスの商慣行の適正化に向けた
液化石油ガス法改正（2024年4月2日公布）に関する取組宣言

富士ガス販売株式会社は、この度公布された省令等を遵守することを宣言いたします。
わたし達は、LPガスのお取引を通して「お客様に安全・安心・快適な生活をお届けする」
という当社のスローガンの実現に向け 誠心誠意 努めてまいります。

お客様がお使いの液化石油ガスに関する法律（液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化
に関する法律施行規則）の一部が改正されました。改正内容は以下のとおりです。

< 改正液石法からの抜粋（一部） >

1. 過大な営業行為の制限

- (1) 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- (2) お客様の事業者選択を阻害するおそれのあるLPガス事業者の切替えを制限する
ような条件付き契約締結等の禁止

2. 三部料金制の徹底（設備費用の外だし表示、計上禁止）

- (1) 基本料金、ガス使用量料金、設備費用からなる三部料金制（設備費用の外だし
表示）の徹底
- (2) 電気エアコンなどLPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- (3) 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上
禁止

(注) 上記(1)は 新規契約・既存契約ともに適用。

上記(2)および 上記(3)は 新規契約のみ適用

3. LPガス料金等の情報提供

- (1) 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接または
オーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）
- (2) 入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、
それに応じることといたします。